

市立豊中病院医療安全管理委員会設置要綱

(目的)

第1条 医療安全管理委員会（以下「委員会」という。）は、市立豊中病院における医療上の安全対策を推進し医療事故の発生を防止するとともに、医療事故が発生した時には事故内容を調査、分析し必要な対策を講じることにより安全管理体制の充実を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、国の定めた医療安全管理体制に関する基準に準拠して次の事項について審議及び分析し必要に応じて具体的な対応を病院長に建議する。

- (1) 医療上の安全に関する問題について各委員は委員会に報告を行い、これを受け委員会は必要な検討を行い、医療事故の発生を防止する対策をたてること。
- (2) 発生した医療事故の処理及び事故の再発防止の改善対策をたてること。
- (3) その他医療安全管理に必要と認めたこと。

(組織)

第3条 委員会は、医療法施行規則の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第111号）に基づき、別表に掲げる者をもって構成する。

(委員会の構成及び任期)

第4条 委員長は病院長が指名し、副委員長は委員長が指名する。

- 2 委員長は、委員会の事務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは副委員長がその職務を代行する。
- 4 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 5 任期満了後に次の委員が選任されるまでは、前任の委員を引き続き委員とみなす。

(会議)

第5条 委員会は、毎月第3金曜日に開催するものとし、委員長がこれを招集、委員長がその議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員会を随時開催することができる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて意見を聞くことができる。

(委員会の決定事項)

第6条 委員会の審議の可否は、出席委員の過半数の同意を得て行うものとし、同数のと

きは、委員長の決するところによる。

2 委員長は、委員会で審議した結果を運営会議に報告し、承認を受けなければならない。

(医療事故調査会の設置)

第7条 医療事故が発生したときは、病院長の指示により医療事故調査会を設置することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、医療安全管理室で処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要綱の施行前に、この規定による改正前の医療安全管理委員会設置要綱（平成11年4月実施）は、廃止する。

附則

この要綱は、平成15年6月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年9月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年6月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年5月19日から施行する。